

令和6年10月4日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

社会・健康対策特別委員会資料

目

次

ページ

1	医療施策の推進について	1
(1)	「神奈川県保健医療計画」の概要	1
2	デジタル戦略の推進について	7
(1)	国の動向	7
(2)	県の取組	9

1 医療施策の推進について

(1) 「神奈川県保健医療計画」の概要

県では、すべての県民が健やかに安心してくらす社会の実現に向けて、総合的な保健医療施策を示した「神奈川県保健医療計画」を策定し、県民の生涯を通じた健康の確保や安心してくらすの重要な基盤となる保健医療提供体制の整備に努めている。

今般、令和6年度を初年度とする第8次の計画を策定したことから、その概要を報告する。

ア 第8次計画の策定趣旨等

(ア) 策定の趣旨

医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、第8次の計画を策定する。

(イ) 計画の性格

医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものである。

(ロ) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

(ハ) 対象区域

県内全市町村とする。

イ 第8次計画の概要

(ア) 総論

a 基本的事項

- (a) 計画策定の趣旨
- (b) 計画の性格
- (c) 第7次計画の評価
- (d) 計画の基本理念及び基本目標
- (e) 計画期間
- (f) 関連する計画等

b 神奈川県の保健医療の現状

- (a) 人口

- (b) 生活習慣病等の状況
- (c) 受療状況
- (d) 医療施設・保健医療従事者の状況
- (e) 計画推進に向けた関係者の役割

c 保健医療圏と基準病床数

- (a) 保健医療圏
- (b) 基準病床数
- (c) 医療と介護の一体的な体制整備

(4) 各論

a 事業別の医療体制の整備・充実

- (a) 総合的な救急医療
- (b) 精神科救急
- (c) 災害時医療
- (d) 周産期医療
- (e) 小児医療
- (f) 新興感染症

b 疾患別の医療連携体制の構築

- (a) がん
- (b) 脳卒中
- (c) 心筋梗塞等の心血管疾患
- (d) 糖尿病
- (e) 精神疾患

c 未病対策等の推進

- (a) 未病を改善する取組の推進
- (b) こころの未病対策
- (c) 歯科保健対策
- (d) ICTを活用した健康管理の推進
- (e) 健康・医療・福祉分野において社会システムや技術の革新を
起こすことができる人材の育成

d 地域包括ケアシステムの推進

- (a) 在宅医療
- (b) 高齢者対策
- (c) 障がい者対策
- (d) 母子保健対策
- (e) 難病対策
- (f) 地域リハビリテーション

e 医療従事者の確保・養成

- (a) 医師
- (b) 外来医療に係る医療体制の確保
- (c) 看護職員
- (d) 歯科医師、薬剤師、その他の医療・介護従事者

f 総合的な医療安全対策の推進

g 県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備

- (a) 医療・薬局機能情報の提供、医療に関する選択支援
- (b) 地域医療支援病院の整備
- (c) 公的病院等の役割
- (d) 歯科医療機関の役割
- (e) 訪問看護ステーションの役割
- (f) かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- (g) 病病連携及び病診連携
- (h) 最先端医療・技術の実用化促進
- (i) 医療DXの推進

h 個別の疾病対策等

- (a) 認知症施策
- (b) 健康危機管理対策
- (c) 感染症対策
- (d) 肝炎対策
- (e) アレルギー疾患対策
- (f) 血液確保対策と適正使用対策
- (g) 臓器移植・骨髄等移植対策

(ウ) 地域医療構想

(I) 計画の推進

a 計画の推進体制等

- (a) 計画策定の検討経緯
- (b) 計画の推進体制
- (c) 計画の進行管理

(オ) 別冊

a 人口、医療資源等

b 周産期医療における現状と連携体制

ウ 第8次計画のポイント

(7) 策定の視点

a 新興感染症対策

国の医療計画策定指針により、第8次計画から新たに事業として位置づけられることとなった「新興感染症」を項目として追加した。

b 医療DXの推進

医師の働き方改革や生産年齢人口の減少により、今後は限られた医療資源を効率的・効果的に活用していく必要があることから「ICT、デジタル技術の活用」を推進していくこととし、「医療DXの推進」を項目として新たに追加した。

c ロジックモデルの導入

計画策定後の進捗管理をより適切に行うため、達成すべき目標と取り組むべき施策の関連性を体系的に整理した「ロジックモデル」を新たに導入することとした。

(4) 保健医療圏と基準病床数

a 二次保健医療圏

二次保健医療圏の設定について、神奈川県保健医療計画推進会議及び各地域医療構想調整会議において議論し、第8次計画においても現行の9圏域を継続することとした。

b 基準病床数

第8次計画期間中の基準病床数について、各地域の医療関係者等と協議の上、次のとおり設定した。

療養病床・一般病床

二次保健医療圏	基準病床数 A	【参考】既存病床数 B	【参考】過不足病床数 B - A
横浜	25,209	23,608 (23,386)	▲1,601 (▲1,823)
川崎北部	4,279	4,115 (4,113)	▲164 (▲166)
川崎南部	3,658	4,776 (4,585)	1,118 (927)
相模原	6,389	6,302 (5,910)	▲87 (▲479)
横須賀・三浦	5,238	5,098 (5,183)	▲140 (▲55)
湘南東部	4,726	4,417 (4,301)	▲309 (▲425)

湘南西部	4,360	4,638 (4,537)	278 (177)
県央	5,229	5,333 (5,324)	104 (95)
県西	2,678	3,092 (2,914)	414 (236)
合計（9圏域）	61,766	61,379 (60,253)	▲387 (▲1,513)

※ 病床整備は、基準病床数を上限として、毎年度の地域医療構想調整会議において病床配分数やその他の要件等について協議を行い、決定する。

なお、横浜地域及び湘南東部地域については、基準病床数の範囲内で整備の目標数を設定し、計画的な病床整備に取り組むこととしている。

※ 表中、「既存病床数」については「上段が令和5年4月1日現在」（計画に記載の数値）、「下段が令和6年4月1日現在」の数値。

精神病床

区域	基準病床数 A	【参考】既存病床数 B	【参考】過不足病床数 B－A
県全域	12,080	13,369 (13,246)	1,289 (1,166)

※ 表中、「既存病床数」については「上段が令和5年4月1日現在」（計画に記載の数値）、「下段が令和6年4月1日現在」の数値。

感染症病床

区域	基準病床数 A	【参考】既存病床数 B	【参考】過不足病床数 B－A
県全域	62	74 (74)	12 (12)

※ 表中、「既存病床数」については「上段が令和5年4月1日現在」（計画に記載の数値）、「下段が令和6年4月1日現在」の数値。

結核病床

区域	基準病床数 A	【参考】既存病床数 B	【参考】過不足病床数 B－A
県全域	124	146 (146)	22 (22)

※ 表中、「既存病床数」については「上段が令和5年4月1日現在」（計画に記載の数値）、「下段が令和6年4月1日現在」の数値。

(ウ) 医師の働き方改革

令和6年4月から施行された「医師の働き方改革」について、県議会、神奈川県保健医療計画推進会議及び分野ごとに設置した各種会議等からの意見を踏まえ、主に「関係者の役割」「救急への影響」「医師の確保」の3つの観点から、記載の追加・見直しを行った。

エ その他

なお、保健医療分野においては保健医療計画の他にも様々な分野で個別計画を策定し、施策を推進している。

〔神奈川県保健医療分野の主な計画一覧〕

No.	計画名	計画期間	直近の策定 ・改定時期	備考 (所管課等)
1	神奈川県保健医療計画	R6～R11	R6.3月	医療企画課
2	神奈川県保健医療救護計画	R2～	今年度末に改定予定	健康危機・感染症対策課
3	神奈川県感染症予防計画	R6～	R6.3月	健康危機・感染症対策課
4	神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画	H30～	今年度末に改定予定	健康危機・感染症対策課
5	神奈川県医療費適正化計画	R6～R11	R6.3月	医療保険課
6	神奈川県国民健康保険運営方針	R6～R11	R6.3月	医療保険課
7	かながわ健康プラン21	R6～R17	R6.3月	健康増進課
8	神奈川県食育推進計画	R5～R9	R5.3月	健康増進課
9	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画	R6～R17	R6.3月	健康増進課
10	神奈川県がん対策推進計画	R6～R11	R6.3月	がん・疾病対策課
11	神奈川県アレルギー疾患対策推進計画	R5～R9	R5.3月	がん・疾病対策課
12	神奈川県肝炎対策推進計画	R5～R9	R5.3月	がん・疾病対策課
13	かながわ自殺対策計画	R5～R9	R5.3月	がん・疾病対策課
14	神奈川県アルコール健康障害対策推進計画	R5～R9	R5.3月	がん・疾病対策課
15	神奈川県循環器病対策推進計画	R6～R11	R6.3月	がん・疾病対策課
16	神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画	R6～R8	R6.3月	がん・疾病対策課

<別添参考資料>

- ・参考資料 第8次神奈川県保健医療計画【概要版】

2 デジタル戦略の推進について

(1) 国の動向

ア デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月策定）

デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について明らかにした政府の基本方針

(ア) デジタル社会のビジョン

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会

(イ) デジタル社会の基本原則

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| ①オープン・透明 | ②公平・倫理 | ③安全・安心 |
| ④継続・安定・強靱 | ⑤社会課題の解決 | ⑥迅速・柔軟 |
| ⑦包摂・多様性 | ⑧浸透 | ⑨新たな価値の創造 |
| ⑩飛躍・国際貢献 | | |

イ 自治体DX推進計画（令和2年12月策定）

自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国による支援策等を取りまとめた計画、令和6年4月に改定（第3.0版）

○重点取組事項

- ①自治体フロントヤード改革の推進
- ②自治体情報システムの標準化・共通化
- ③公金収納におけるeLTAxの活用
- ④マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤セキュリティ対策の徹底
- ⑥自治体のAI・RPAの利用推進
- ⑦テレワークの推進

ウ デジタル改革関連法（令和3年5月12日成立）

- ①デジタル社会形成基本法
- ②デジタル庁設置法
- ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

エ デジタル庁（令和3年9月）

デジタル社会の形成を強力に推進するための司令塔として創設

オ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月策定）

政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定め、かつ各省庁の取組の工程表とスケジュールを明らかにした計画、令和6年6月に改定

○デジタル社会で目指す6つの姿

- ①デジタル化による成長戦略
- ②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③デジタル化による地域の活性化
- ④誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤デジタル人材の育成・確保
- ⑥D F F T（信頼性のある自由なデータ流通）の推進をはじめとする国際戦略

(2) 県の取組

ア 神奈川DX計画

県民目線でデジタル・トランスフォーメーションを推進し、誰もが安心して暮らせるやさしい社会の実現を目指すため、「新かながわブランドデザイン実施計画」及び「第3期行政改革大綱」をデジタルの側面から支える計画として、令和6年3月に策定

(ア) ビジョン

「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」

(イ) 基本方針

計画の取組の基本的な方向性を示す、7つの基本方針を位置付け

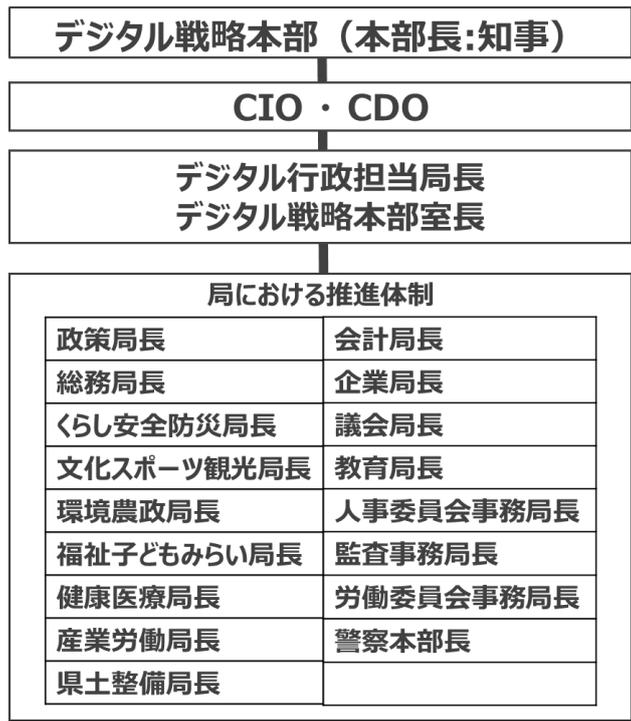
- ①最新のデジタル技術の利活用
- ②幅広いデータの利活用
- ③サービスデザイン思考の導入
- ④デジタルデバイドの解消・防止
- ⑤情報セキュリティの確保
- ⑥デジタル人材の確保・育成
- ⑦市町村連携・支援

(ウ) 計画期間

令和6年度から令和9年度までの4年間

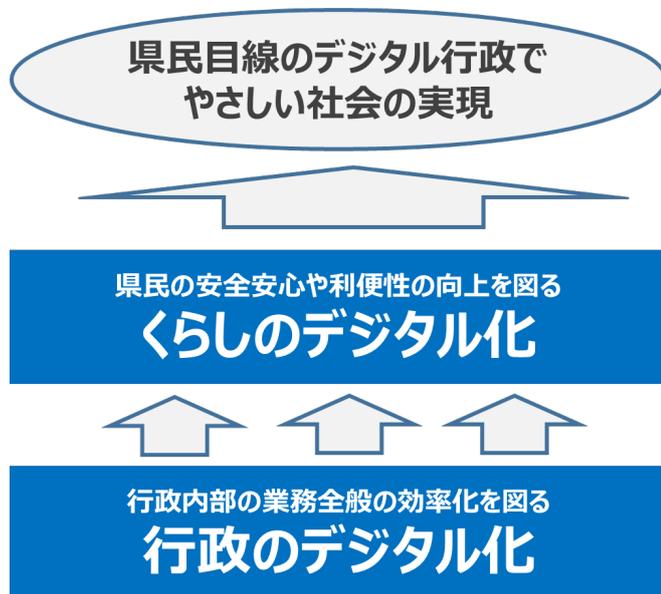
(エ) 推進体制

全庁横断的な組織として知事を本部長とする「デジタル戦略本部」により本計画を推進するとともに、CIO及びCDOとデジタル戦略本部室が、デジタル技術及びデータの積極的な利活用を牽引



(オ) 施策体系

県民の安全安心や利便性の向上を図る「くらしのデジタル化」と、それを支え、行政内部の業務全般の効率化を図る「行政のデジタル化」の2つの側面から、デジタル技術及びデータの利活用に積極的に取り組むこととし、具体的な施策を「施策集」に位置付け



a くらしのデジタル化

新かながわグランドデザイン実施計画のプロジェクトである「子ども・若者」、「教育」等の13分野に、124の施策を位置付け

b 行政のデジタル化

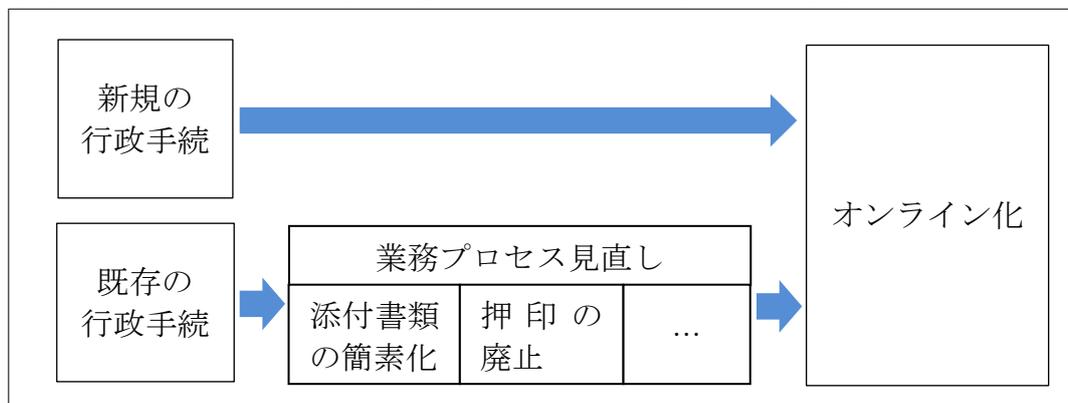
自治体DX推進計画の重点取組事項等を基に設定した「新しいデジタル技術の利活用」、「行政手続の電子化」等9つの取組事項に、137の施策を位置付け

イ 主な取組

(7) 暮らしのデジタル化

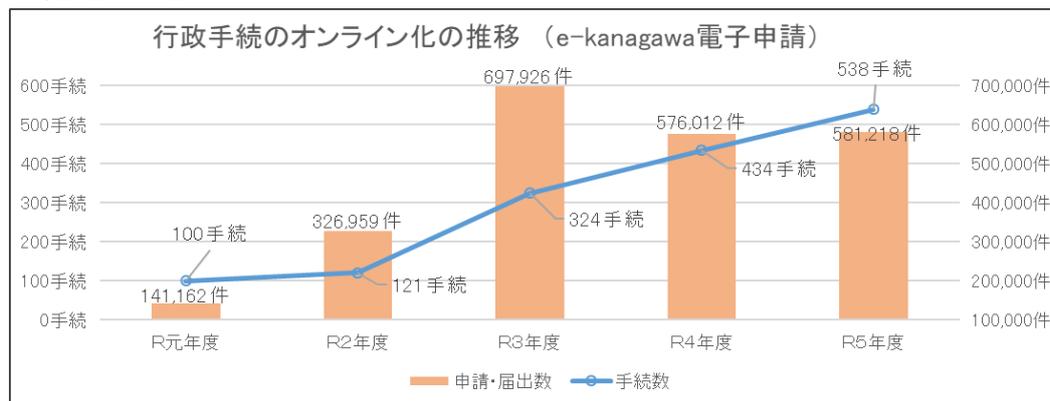
a 行政手続のオンライン化

新規の行政手続は原則オンライン化するとともに、既存の行政手続は添付書類の簡素化や押印の廃止など業務プロセスを見直し、最終的には全ての行政手続のオンライン化を目指す



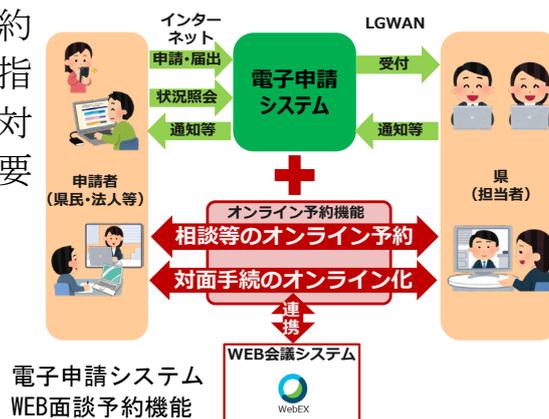
(a) オンライン化の推進

特に年間取扱件数が1,000件以上の手続を優先してオンライン化を推進



(b) オンライン利用率向上の取組

- 各手続窓口において電子申請案内ちらしを配布、県公式ウェブサイトにおいて各手続のリンクURL及び二次元バーコードを掲載、県のたよりでのe-kanagawa電子申請の広報を実施
- 電子申請システムWEB面談予約機能により、対面審査や対面指導や相談業務など、申請者と対面でのやり取りが必須となる要対面手続をオンライン化



■ 行政手続等のオンライン利用率

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
28.2%	29.7%	44.8%	43.5%

※e-kanagawa電子申請公開手続のオンライン利用率

◇ 企業局における申請手続きのオンライン化

- 水道の使用開始・休止など、取扱件数の多い手続きについて e-kanagawa電子申請による方法だけではなく、LINEやウェブサービスを活用してオンライン化を推進
令和5年度の実績は約3万9千件
- 水道工事に係る申請手続きにおいて、ウェブサービス上で管路情報図の閲覧や、給水装置工事申請に係る進捗状況の確認を行えるように整備し、令和5年度の利用実績は約9万件

b 公金収納のキャッシュレス化

県民の利便性向上のため、手数料・施設使用料等の公金収納のキャッシュレス化を推進

(a) 県民利用施設における使用料等のキャッシュレス化

- 不特定多数の者から使用料や手数料などの金銭を収受する全ての県民利用施設を対象にキャッシュレス導入を推進
- 決済件数が年間1,000件以上の窓口については、「マルチ決済端末」を順次導入
 - 決済件数が年間1,000件未満の窓口については、二次元コード決済（ステッカー方式）を順次導入
 - 券売機等による機械精算へのキャッシュレス導入については、現行機器の更新時期に合わせて順次導入

■ 導入済県民利用施設数

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
累計	4施設	18施設	36施設

※令和2年度までに各施設独自で導入している施設等を除く

(b) 行政機関窓口における手数料等のキャッシュレス化

- 証紙により収納しているものを除き、現金による収納をしている窓口を対象にキャッシュレス導入予定
- 県民利用施設の場合と同様に、決済件数が年間1,000件以上の窓口については、「マルチ決済端末」を順次導入
決済件数が年間1,000件未満の窓口については、二次元コード決済（ステッカー方式）を順次導入
- 保健福祉事務所等、累計10窓口を導入

(c) 収入証紙により納付する手数料等のキャッシュレス化

収入証紙により納付する手数料等の収納について、e-kanagawa電子申請システムの活用促進に加え、申請窓口マルチ決済端末を順次配備

(d) 企業局における上下水道料金収入の収納方法のキャッシュレス化

企業局では、水道使用者による上下水道料金の収納方法として、平成24年10月にクレジットカードによる収納方法を導入。その後納入通知書による収納についても順次キャッシュレス決済による収納方法の拡大を進め、令和5年度における実績は約25万4千件

c マイナンバー

(a) マイナンバー制度の運用

- 国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的に、社会保障、税、災害対策分野においてマイナンバーを使って行政機関等同士が情報連携を可能としており、本県でも順次情報連携による添付資料の省略を実施
- 国は、今後、社会保障、税、災害対策分野以外においても、利用を推進



(b) マイナンバーカードの普及と利活用の推進

- マイナンバーカードは、対面での本人確認書類として、また、オンラインにおいて安全確実に本人を証明するツールとして普及と利活用を推進
- 本県では、県ホームページ等を活用したマイナンバーカードの取得促進に係る広報活動に加え、市町村が実施するマイナンバーカード交付申請等事務の支援を実施

■マイナンバーカード交付申請等事務の支援状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
実施市町村数	18市町村	15市町村	9市町村
実施回数	168回	55回	81回

※令和4年度と5年度は、委託と県職員派遣により実施、「マイナンバーカード交付申請支援とマイナポイント申請支援」を含む

- 国において、マイナンバーカードの利用機会の拡大を図るため、今後、健康保険証や運転免許証等との一体化、スマートフォンへの搭載等、様々な取組を展開する予定

■マイナンバーカードの保有枚数等 令和6年8月末時点

	保有枚数	保有枚数率
神奈川県	6,848,154枚	74.4%
全国	93,467,651枚	74.8%

d かながわ子育てパーソナルサポート

- 令和5年12月より、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、子育て支援情報を分かりやすくタイムリーに発信する「かながわ子育てパーソナルサポート」を開始

■友だち登録者数

令和5年度末	令和6年8月末
33,506人	43,782人

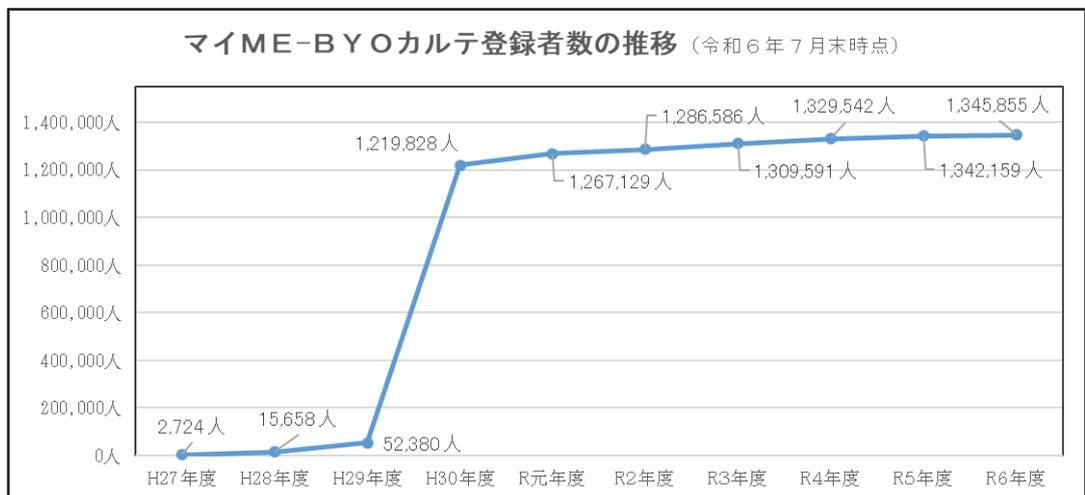
- 令和6年度は、かながわ子育てパーソナルサポートへチャットボットを導入するとともに、子育て支援アプリとの連携を行うなど機能を追加する予定

e 入学者選抜インターネット出願システム

- 令和6年度神奈川県公立高等学校入学者選抜から、志願者及び中学校・高等学校の負担軽減と利便性向上を図るため、志願手続、合格発表、入学検定料及び入学料納付等をシステム化する入学者選抜インターネット出願システムを導入

f ヘルスケアICTシステムの推進

- 県民の未病改善に向け、県民自らが自身の健康情報を一元的に管理する仕組みとして、スマートフォンで歩数、食事、体重など日々の記録やお薬、健診結果など、自身や家族の健康情報を記録・管理できるアプリ「マイME-BYOカルテ」を運用
- 電子母子手帳などの民間アプリや国のマイナポータルとの連携により、健康情報の収集・蓄積を図るとともに、その利活用を推進



g ウェブアクセシビリティの推進

(a) 情報アクセシビリティ推進要綱

誰もがICTの利便を享受できる環境を整備し、情報への円滑なアクセスを確保することを目的として平成15年4月に策定

(b) ウェブアクセシビリティの保持及び推進

毎年、専門の事業者によるJIS規格適合試験や、公式ウェブサイト全体に対する一括検証を実施し、適宜ウェブページの修正を実施

h オープンデータの取組

○オープンデータの公開数の拡充やデータの機械判読性向上の取組を推進

○国や自治体とのデータ連携を行うため、令和6年2月に県のオープンデータを提供する専用のWEBサイトを公開

■オープンデータ数の推移（累計）

令和6年7月末時点

令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度
129件	219件	259件	653件	662件

※R5は、R6.2の専用WEBサイト公開に伴い、利便性向上のため複数年度分のデータを年度毎に分割して掲載する方法に変更したことにより大幅に増加

(イ) 行政のデジタル化

a RPA・AIの活用

(a) RPA

パソコンで行う大量で定型的な業務の効率化を図ることができるRPA(Robotic Process Automationの略)を令和元年度から積極的に活用し、令和6年8月末時点で76業務に導入

■導入業務数及び業務削減時間数

令和6年8月末時点

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務数	5業務	18業務	16業務	16業務	15業務	6業務
累計業務数	—	23業務	39業務	55業務	70業務	76業務
業務削減時間数	—	5,864時間	30,953時間	35,929時間	18,547時間	—

(b) AI-OCR

届出や報告書などに記載された手書き文字などを、AIの活用により、高い精度でデータ化することができるAI-OCRサービスを利用、令和6年8月末時点で98帳票に導入

■導入帳票数及び業務削減時間数

令和6年8月末時点

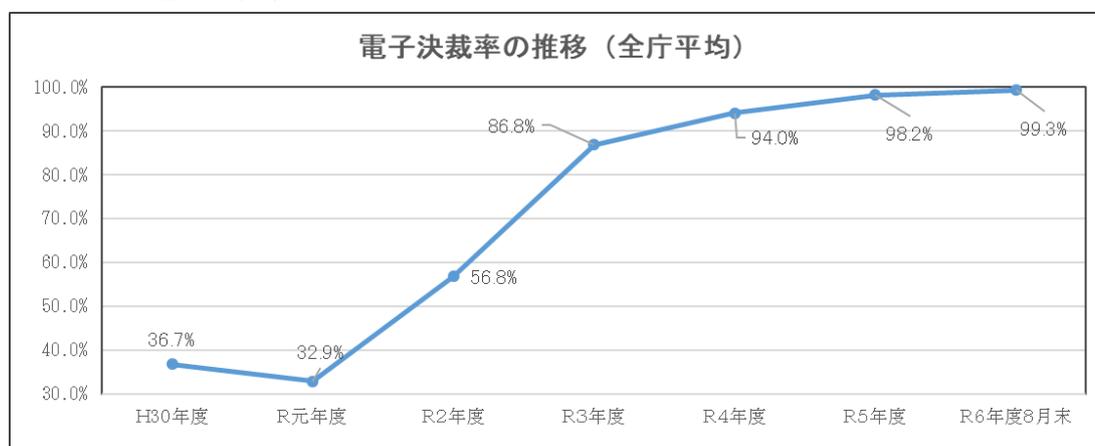
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
累計	16帳票	23帳票	67帳票	98帳票
業務削減時間数	803時間	2,264時間	1,474時間	—

(c) 生成A I

- 職員が安全かつ効果的に生成A Iを利用するためのガイドラインを令和5年8月末に策定
- 本ガイドラインに基づき、職員は、令和5年9月21日から順次研修を受講した上で、生成A Iの利用を開始
- 庁内からの利用は、専用システムを通じて入力した内容を生成A Iに学習させないように設定
- 職員の利用促進を図るため、令和6年3月に高い機密性が求められる情報は入力可能とする等、本ガイドラインを改正するとともに、8月に専用システムを改善

b 文書管理における電子決裁の拡大

- 業務の効率化を目指し、平成30年4月から行政文書管理システムを導入
- 電子決裁を原則とした運用を行い、電子決裁率は全庁平均で99.3%（令和6年8月末時点）となっており、引き続き電子決裁率100%を目指す



c 電子契約の導入

- 令和4年1月から5月まで実証実験を実施し、その結果を踏まえ、電子署名を行う権限、セキュリティ対策などを検討
- 電子契約制度の周知を図るため、令和5年6月から9月にかけて、庁内向け説明会に加え、契約相手方となる事業者向けにも説明会を行い、令和5年10月に導入
- さらに、年度初めの契約に備え、令和6年2月にも事業者向け説明会を実施

d 企業局における現場業務の遠隔化

- 発電所の保守管理の効率化を進めるため、水力発電設備の状態信号等を遠隔で収集・解析できるスマート保安システムについての導入を進めており、令和3年度に相模発電所において先行導入、令和6年度に道志第2発電所、令和7年度には道志第1発電所への導入を目指して取組を推進
- クラウドサービスを活用しての水質監視体制を強化。また、水道営業所や浄水場等へのウェアラブルカメラの配備など、監視業務等の遠隔化の取組を推進

e 教育委員会ネットワーク基盤整備

- 県立学校等の教育機関が利用する教育委員会ネットワークにおいて、情報機器の安定利用、情報セキュリティの向上を図るとともに、既存のサーバの一部をクラウドに移行するなど、基盤整備を実施

f データの利活用

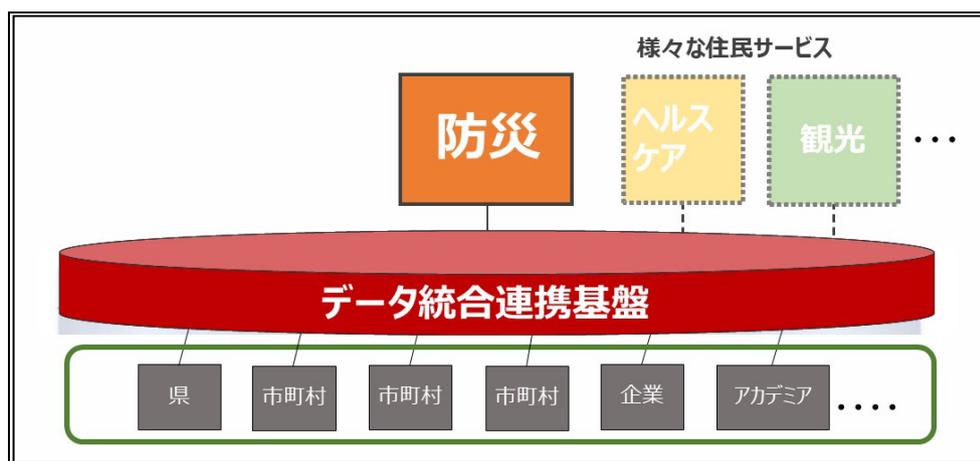
(a) データ統合連携基盤の整備

県庁内外に散在するデータを収集・統合して、E B P Mや官民データの連携に活用するため、以下の取組を実施

○防災分野での活用として、県と市町村での共同利用により災害対応を支援する取組を実施中

○ヘルスケアなど他の分野についてもデータ整備を実施中

■ データ統合連携基盤のイメージ



(b) データ分析支援

業務課題に応じた庁内でのデータ分析の支援を実施

■ データ分析支援件数の推移

令和6年8月末時点

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
17件	12件	13件	16件

(令和5年度支援事例)

- ・ 障害福祉サービス提供状況の可視化
- ・ 東海道新幹線新駅誘致活動のアンケート設計と分析

g 3次元点群データを活用した台帳の電子化

○デジタル技術（3次元測量等）を活用し、各施設台帳（2D）を電子化・オープンデータ化することにより、県民の利便性の向上を図るとともに、窓口業務の負担軽減・迅速化を実現

○3次元点群データから各施設を管理するための図面を作成し、維持管理に活用することで、各施設の状況を的確に把握し、維持管理業務の更なる効率化・高度化を実現

h 情報セキュリティ

(a) 神奈川県情報セキュリティポリシーの運用

a' 情報セキュリティポリシー

- 県が所管する「情報資産」を様々な脅威から守り、情報セキュリティを確保するための対策に関する統一かつ基本的な方針や、情報システム等に共通の情報セキュリティ対策基準として平成15年3月に策定
- 情報セキュリティを取り巻く状況の変化等に適切に対応するため、随時見直し

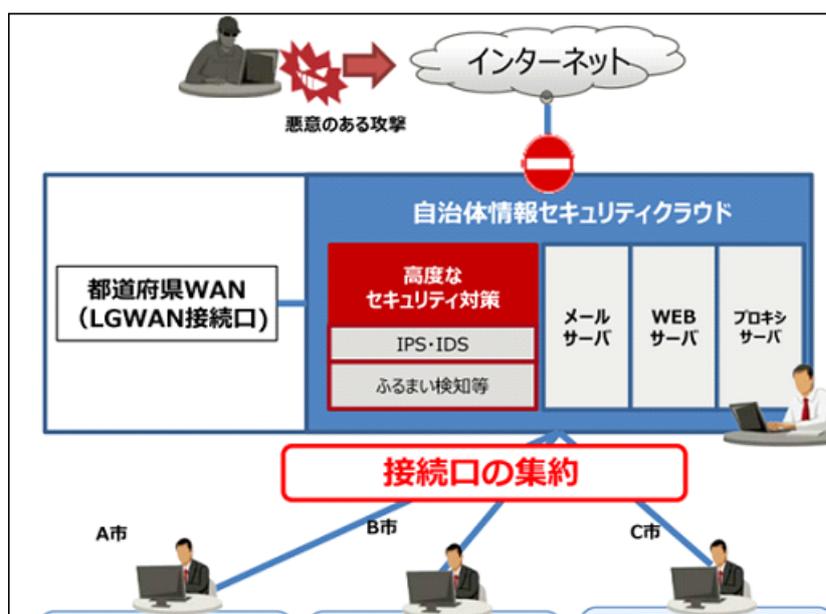
b' 情報セキュリティ監査等

職員の情報セキュリティへの意識向上及び県の情報セキュリティ確保のため、当該ポリシーに基づき、情報セキュリティ監査や職員アンケートを毎年実施

(b) 神奈川情報セキュリティクラウドの構築・運用

- 県と県域市町村等のインターネット接続口を1か所に集約し、より高い水準のセキュリティ対策を行うため、平成28年度に神奈川情報セキュリティクラウド（以下「K S C」という。）を構築
- K S Cの契約期間終了に伴い、これまでの情報セキュリティレベルを維持しながら利便性や効率性を向上させた次期K S Cの調達に向け、K S C参加市町村等と意見交換を重ね、令和3年度の調達手続きを経て令和4年度に移行を完了
- 令和5年度から再構築したK S Cの本格運用を開始

■情報セキュリティクラウドの概要図



i デジタル人材の育成

- 日々進化するデジタル技術を手段として活用し、県のDXの取組を牽引・推進できる次の職員を育成するため「神奈川県デジタル人材育成方針」を令和4年3月に策定し、研修を実施

◆事業系デジタル人材

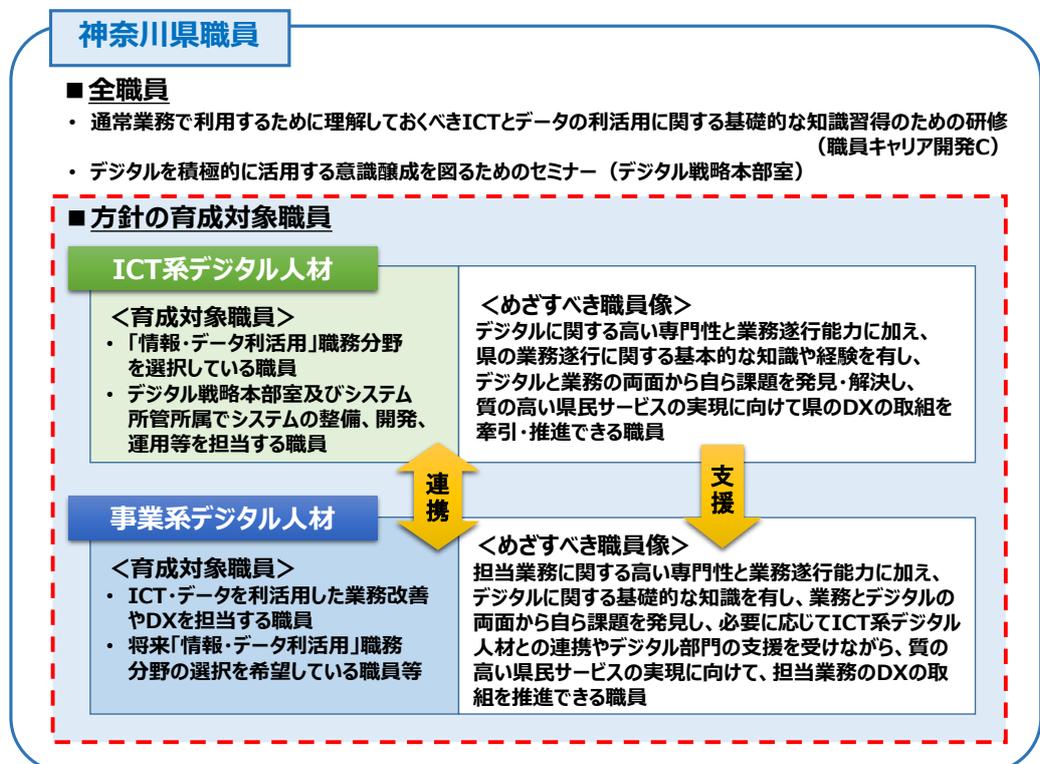
各所属で業務とデジタルの両面から自ら課題を発見し、業務改善やDX等を推進できる職員

◆ICT系デジタル人材

デジタルに関する高い専門性等を有し、デジタルと業務の両面から自ら課題を発見・解決でき、質の高い県民サービスの実現に向けて、県のDXの取組を牽引・推進できる職員

- 令和5年度から、民間のサービスを活用し、豊富なメニューを用意したオンデマンドによる動画配信研修を実施し、基礎から応用まで幅広い知識が習得できるよう支援
- また、令和6年度から本サービスを県内市町と共同で調達することにより、大量調達による割引が適用される仕組みを導入
- 職員の主体的なDX推進への意識醸成に向け、外部講師や現場でDXに取り組む職員を講師として定期的に職員向けセミナーを実施

■対象職員及びめざすべき職員像



j 庁内への支援

(a) デジタル化支援

庁内の課題のうち、デジタルで課題解決が図れるものについて所管所属から相談を受け、デジタル戦略本部室が課題解決を支援する取組を実施

(b) プロジェクトマネジメント支援

大規模な情報システムを開発する所管所属とデジタル戦略本部室との間で、プロジェクトの進捗状況及び課題を共有するとともに、デジタル戦略本部室が所管所属に対し、システム開発等における課題解決のための技術的・専門的な助言・指摘などの支援を実施

k 市町村連携・支援

(a) 県市町村デジタル推進会議

- 県及び県内市町村が連携・協調して、自治体DXの推進や様々なデジタル分野における共通かつ広域的な課題について対応するため、各団体の課長級職員を構成員として、令和3年11月に設置。これまで7回開催
- この会議の下部組織として、各自治体におけるDXの対応状況や課題解決に向けた情報交換及び具体的な検討を行う場として担当者会議を設置。これまで4回開催
- さらに、個別の課題解決に関する事項について調査研究等を行う「ワーキンググループ」を設置。これまで6回開催
 - ・外部人材等の活用に関するワーキンググループ 3回
 - ・情報システム等の共同調達・共同利用に関するワーキンググループ 3回

(b) 市町村DXの推進

- 市町村事務及びデジタル分野の専門家と、県職員が連携し、市町村を個別訪問してDXに関する情報交換や課題解決につながる助言・提案を行う「DX相談」を実施
- デジタル戦略本部室に県内5地域を担当する職員を設置するとともに、随時市町村からの相談に応じる「DX総合窓口」を設置
- 県内市町村が抱える共通課題を解決するため、県及び県内市町村による協働事業として、「外部デジタル人材の活用」及び「情報システム等の共同調達・共同利用」を、令和7年度の本格導入を目指して推進

◆外部デジタル人材の活用

市町村における技術的な課題を解決するため、外部デジタル人材のシェアリングなどの仕組みを検討

令和6年8月から令和7年3月まで、5市町（厚木市、海老名市、寒川町、大井町、愛川町）と連携し実証事業を実施

◆情報システム等の共同調達・共同利用

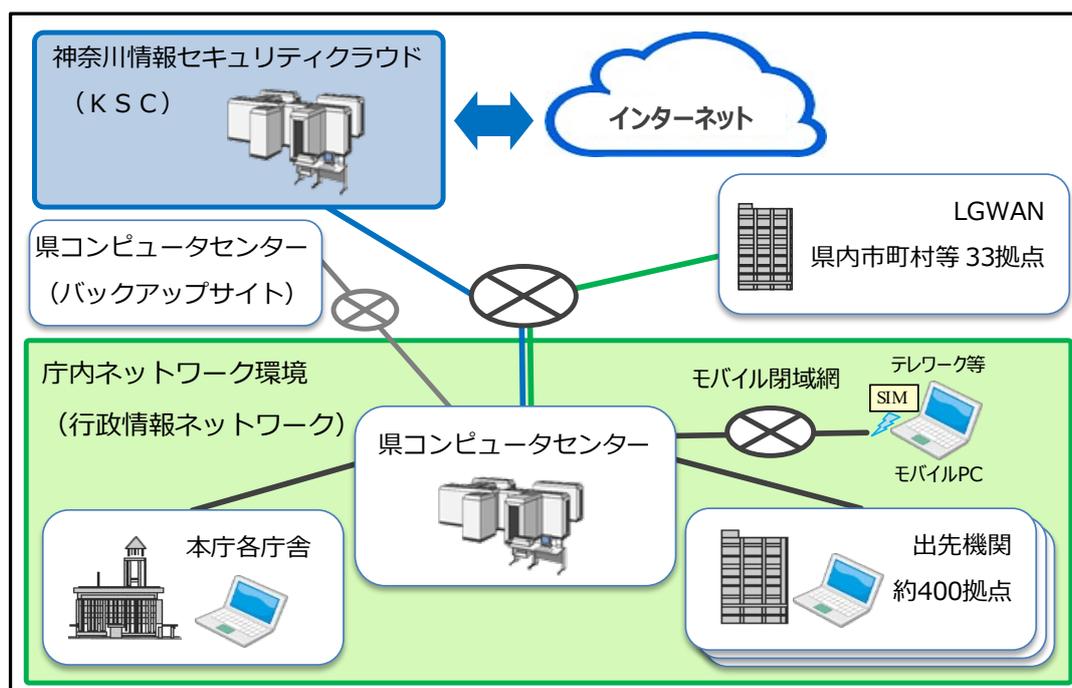
住民サービスの向上や市町村の負担軽減等のため、情報システム等の共同調達・共同利用の仕組みを検討

令和6年7月から9月まで、AI-OCR、音声認識議事録作成システム、RPA、チャットツールについて、希望市町村を対象に製品説明会及びトライアルを実施

- 市町村の首長やCIO等のリーダーシップ発揮への動機付け、現場職員のDXに対する理解の促進、県や市町村間の横のつながり強化、自治体と民間企業との関係構築を目的としてフォーラムを令和6年11月に開催予定

I ICTインフラ整備

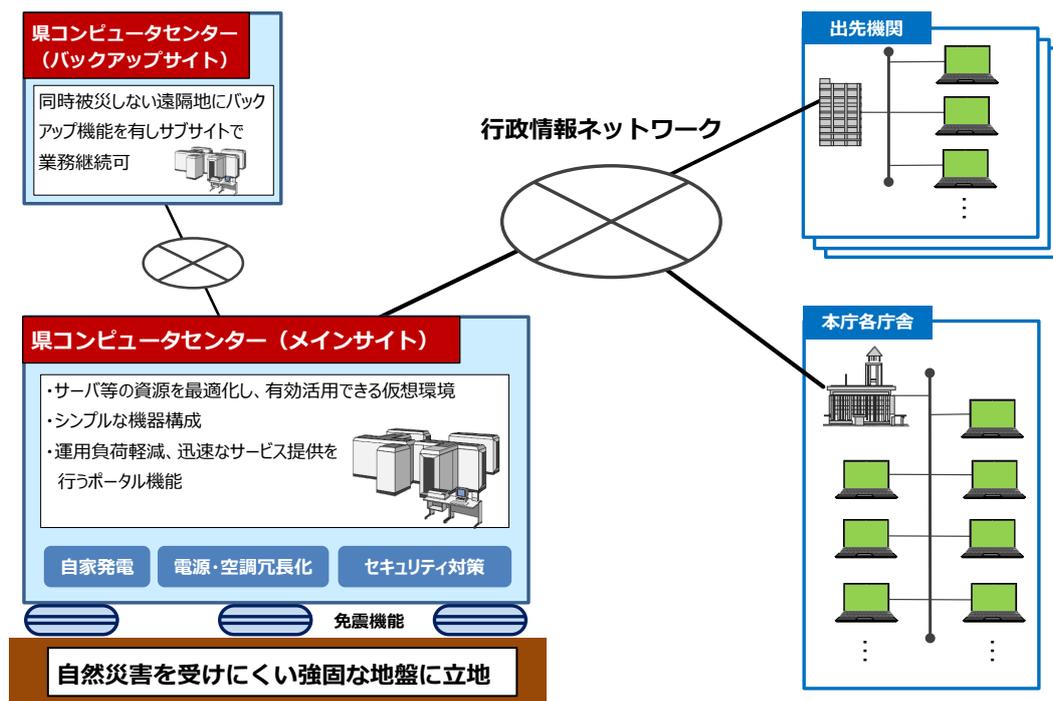
■全体概要図



(a) コンピュータセンターの運用

- 大規模地震等の自然災害が発生しても、システム稼働を維持し業務継続を図るため、平成27年度から災害に強い民間データセンター内に設置
- 情報システムの全体最適化を実現するサーバ集約拠点として、最新の仮想化技術などを活用し、安全かつ安定・効率的なシステム基盤を提供

■コンピュータセンターの概要図



(b) 庁内ネットワークの運用

全庁共通のICT基盤として、コンピュータセンターと本庁各庁舎や出先機関約400拠点などを回線や有線・無線の機器で接続する全庁ネットワーク網を提供

(c) 共通利用パソコンの運用

平成30年度より順次職員が利用するパソコンのモバイル化を進め、令和5年度末で13,382台配備

■モバイルパソコン整備台数の推移（累計）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
6,329台	10,267台	11,790台	13,323台	13,363台	13,382台

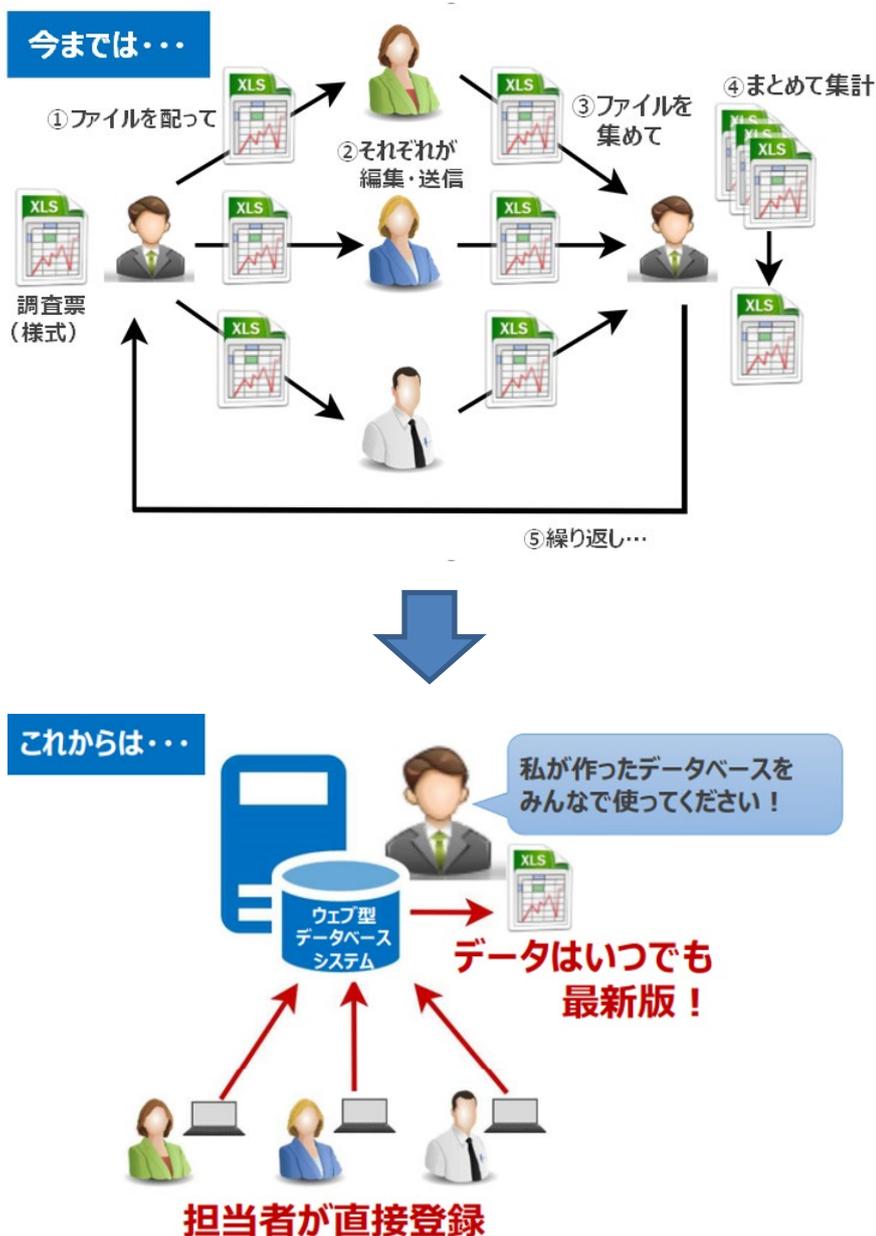
(d) 神奈川県ICT部門業務継続計画の運用

災害時等に県の非常時優先業務を支える情報システムやネットワーク等を稼働、継続させるため、神奈川県業務継続計画の個別計画として策定

(e) 業務用アプリ開発ツールの導入

庁内において頻繁に行われているエクセルなどをベースにした台帳や帳票等の作成・更新作業の省力化、効率化のため、プログラミング等の知識がなくても構築できる業務用アプリ開発ツールを導入

■概要図



(f) Microsoft365への対応

職員が利用するOfficeソフトウェアのサポート終了に伴い、最新のOSやOfficeアプリの利用に加え、リアルタイムコミュニケーションツールや高度なセキュリティ対策を提供しているMicrosoft365サービスへの移行を令和7年度中に実施し、職員の多様な働き方や業務の効率化を支える環境を整備